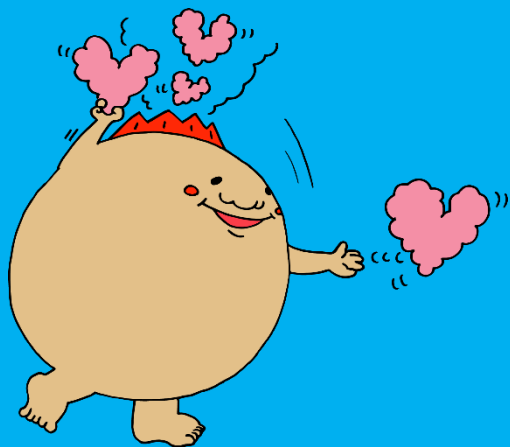


# 令和5年度 有料老人ホーム集団指導

マグマシティPRキャラクター  
火山の妖精 マグニョン



鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係



# 目次

- 1.鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて
- 2.事故報告書について
- 3.感染症集団発生届について
- 4.重要事項説明書等の報告について

※事前に受講前後チェックシートをご確認ください



# 1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

有料老人ホームとは老人福祉法第29条第1項に規定する施設であり、老人を入居させ、次のいずれかのサービスを提供します。

- 入浴、排せつ又は食事の介護
- 食事の提供
- 洗濯、掃除等の家事の供与
- 健康管理の供与

※介護サービスを除く



鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて、いくつか確認していきましょう。

# 1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

## ① 基本的事項

指針2(1)及び(2)

- 入居者の福祉の重視と安定的かつ継続的な事業運営の確保が有料老人ホーム経営の基本姿勢として求められている
- 入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められている
- 帳簿の作成及び保存や情報の開示等、老人福祉法の規定を遵守する
- サービス内容等の情報を開示することなどにより、施設運営について理解を得るよう努め、入居者等の信頼を確保する

指針2(1)

指針2(1)

指針2(2)

指針2(2)

# 1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

## ② 設置者

指針3 (3) ~ (6)

- 経営基盤が整っており、社会的信用の得られる経営主体であること
- 個人経営でなく、また、独断専行的な経営が行われる可能性のある体制でないこと
- 他業を営んでいる場合は、その財務内容が適正であること
- 役員等の中には、有料老人ホーム運営について知識、経験を有する者等を参画させること

指針3 (3)

指針3 (4)

指針3 (5)

指針3 (6)

# 1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

## ③ 職員

指針7

### 【職員の配置】

指針7(1)

- 入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、①管理者、②生活相談員、③栄養士、④調理員を配置する

### 【研修】

指針7(2)

- 採用時及び採用後において、①高齢者の心身の特性、②実施するサービスのあり方及び内容、③介護に関する知識及び技術、④作業手順について定期的に研修を実施すること

# 1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

## ③ 職員

### 【衛生管理等】 指針7(3)

- 職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、定期的に健康診断を実施すること
- 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること
- 入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じること



# 1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

## ④ リスクマネジメント

リスクマネジメントとは、介護事故のリスクを把握し、組織的に管理することで事故を未然に防ぐことを目的とした活動です。

### 【リスクマネジメントの例】

A. 感染症対策の実施	7 (5)	B. 業務継続計画の策定	8 (5)
C. 非常災害対策計画の作成	8 (6)	D. 金銭等管理規定	9 (1) ケ
E. 高齢者の虐待防止	9 (4)	F. 重要事項説明書の活用	12 (4)
G. 事故防止対策の実施	12 (8)		



A B Eについては、令和6年3月31日までに策定等を行ってください。



# 1. 鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針のポイントについて

## ⑤ 運営・サービス等

### 1. 運営懇談会の実施

指針8(11)

- ・ 入居者の状況・サービスの状況・金銭に関する収支の報告
- ・ 第三者的な立場の方を加えるよう努めること

### 2. 食事サービス

指針9(1)ア

- ・ 栄養士による献立表を献立表を作成すること。

### 3. 身元引受人への連絡

指針9(1)ク

- ・ 必要に応じて、サービスの提供状況等を身元引受人等へ定期的<sup>🔊</sup>に報告すること。

鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針の中で、事故発生時の対応として「入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。」と規定しています。

### 本市への事故報告について

- ① 報告対象事故
- ② 事故報告の流れ
- ③ 事故報告書の様式
- ④ 事故報告の留意点
- ⑤ 事故発生の防止の対応
- ⑥ 本市に報告のあった事故（令和4年度）



### ① 報告対象事故

入居者に対するサービスの提供により発生した下記の事故については、原則として全て報告すること

- 死亡に至った事故
- 医師（施設内の勤務医、配置医を含む）の  
診断を受けた事故
- 入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- 火災事故
- 自然災害による施設の滅失、損傷 など



### ② 事故報告の流れ

1. 有料老人ホームにおいて、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市ホームページからの電子申請又は電話により第1報を行う。
2. 電話で報告を行う際は、「事業所の名称」「利用者のお名前・性別・年齢・介護度」「事故発生の日時・場所」「怪我の状況・処置」を報告する。
3. 第1報後、その後の入院期間、手術の日、損害賠償の有無または再発防止策等の詳細が確定次第、電子申請にて最終報告を行う。最終報告に相当の期間を要する場合は、続報として電話又は電子申請により報告を行う。

# 2. 事故報告書について

指針12(8)及び(9)

## ③ 事故報告書の様式

**事故報告書 (事業者→鹿児島市)**

※第1欄は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を自ら提出すること。提出日(西暦) 年 月 日。  
※選択欄については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること。

報告  第1報  第 報  最終報告(第1報未送付)  最終報告(第1報送付済)

1 事故状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設での処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他( )					
	死亡年月日(死亡時)	西暦	年	月	日	入院期間	～
2 事業所の概要	法人名	報告者氏名					
	事業所(施設)名						
	施設の種類	事業所(電話番号)					
3 対象者	所在地						
	氏名・年齢・性別	氏名	年齢	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		
	サービス提供開始日	西暦	年	月	日		
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他( )					
4 事故の概要	身体状況	<input type="checkbox"/> 要介護 <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者日常生活自立度 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> IIIa <input type="checkbox"/> IIIb <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> Ⅷ					
	発生日時	西暦	年	月	日	時	分(24時間表記)
5 事故発生時の対応	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・更衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他( )					
	事故の種類	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 誤薬、与薬おれ等 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 医療器具関連(チューブ除去等)					
	発生時状況、事故内容の詳細						
6 事故発生時の対応	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配属医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他( )					
	受診先	医療機関名	連絡先(電話番号)				
	診断名						
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・挫傷・擦白 <input type="checkbox"/> 骨折(部位: ) <input type="checkbox"/> その他( )					
検査、処置等の概要							

6 事故発生時の状況	利用者の状況	報告した事故種の経緯	<input type="checkbox"/> 配膳者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他( )		
7 事故の原因分析(本人要因、職員要因、環境要因の分析)	報告年月日	西暦	年	月	日
	連絡した関係機関(連絡した場合はのみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他			
8 再発防止策(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	関係機関名称(連絡した場合はのみ)	本人、家族、関係先等への追加対応予定			
	(できるだけ具体的に記載すること)				
(できるだけ具体的に記載すること)					
その他 特記すべき事項					

事故報告書の様式は鹿児島市ホームページに掲載しております。  
 ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 有料老人ホーム関係 > 有料老人ホームを運営する事業者関係 > 有料老人ホームの事故報告書

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kenko/fukushi/shisetsu/ichiran/yuuryoujikohoukokusyo.html>



### ④ 事故報告の留意点

- 原則として、事故発生後、速やかに本市へ第1報を行い、その後に最終報告を行うこと  
※ただし、入院や手術を伴わない比較的軽度な事故であって、事故発生後、速やかに電子申請による最終報告を行うことで、第1報を省略することは差し支えない
- 第1報として報告を行った場合は必ず最終報告まで行う。
- 事故報告書の内容は可能な限り詳細がわかるように記入する。
- 入院が必要となった場合には「入院期間」の欄を必ず記入し、30日以上の入院を要する場合は「30日以上入院」にチェックを入れる。

### ⑤ 事故発生防止の対応

事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じることとしております。

- 事故発生防止のための指針を整備すること
- 事故が発生した場合に、報告による分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること
- 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）及び職員に対する研修を定期的に行うこと
- 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うための担当者を置くこと

## ⑥ 本市に報告のあった事故

令和4年度に有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅で発生した本市に報告のあった事故は273件となっており、内訳は下記の表のとおりです。

●令和4年度に発生した事故の内訳 ※()内は令和3年度比

	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	計
転倒	162件(+21)	42件(+12)	204件(+33)
転落	22件(+8)	2件(-1)	24件(+7)
誤嚥	5件(+1)	2件(+2)	7件(+3)
誤薬・与薬漏れ	11件(+5)	0件(±0)	11件(+5)
その他(不明)	26件(-6)	1件(-3)	27件(-9)
合計	226件(+29)	47件(+10)	273件(+39)



### 【事故の原因分析と再発防止策の例】

	原因分析	再発防止策
転倒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下肢筋力の低下</li> <li>・ 歩行器等を使用せずに歩く</li> <li>・ 滑りやすい、掴まるものがない状況等での動作</li> <li>・ 本人の危機意識の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リハビリの実施</li> <li>・ 歩行器等の使用を促す</li> <li>・ 滑りにくいような環境整備、掴めるものの配置</li> <li>・ センサーマット等の導入</li> </ul>
転落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片道のみ移動介助後の職員退室</li> <li>・ 車椅子のストッパーの操作ミス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 往復まで職員が見守る</li> <li>・ 操作指導、自動ブレーキロック付き車椅子導入の検討</li> </ul>
誤嚥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嚥下機能の低下</li> <li>・ 口腔内での溜め込み</li> <li>・ 職員の見守り・情報共有不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供する食材に注意する</li> <li>・ カットサイズの変更</li> <li>・ 座席変更や情報共有の徹底により、職員が見守れる環境を作る</li> </ul>
誤薬・与薬漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他利用者との薬の混同</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタッフ間、スタッフと利用者間での二重確認</li> </ul>

# 理解度チェック（問題）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① 鹿児島市への事故報告は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に行うものであるから、事業所内での職員による窃盗や火災事故等について報告する必要はない。
- ② 与薬漏れが発生したことから、主治医に報告して、異常なしという診断と経過観察の指示を受けた。このことについて、市へ報告した。
- ③ サービスの提供により事故が発生したので、電子申請により第1報として市へ報告を行い、事故報告を完了とした。
- ④ サービス提供中の事故で、再発防止策の検討に時間を要することから、事故の対応までを第一報として速やかに報告し、再発防止策が固まってから最終報告を行った。



# 理解度チェック（問題）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① 鹿児島市への事故報告は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に行うものであるから、事業所内での職員による窃盗や火災事故等について報告する必要はない。
- ② 与薬漏れが発生したことから、主治医に報告して、異常なしという診断と経過観察の指示を受けた。このことについて、市へ報告した。
- ③ サービスの提供により事故が発生したので、電子申請により第1報として市へ報告を行い、事故報告を完了とした。
- ④ サービス提供中の事故で、再発防止策の検討に時間を要することから、事故の対応までを第一報として速やかに報告し、再発防止策が固まってから最終報告を行った。

間違っているのは、①と③です。  
正解は以下のとおりです。

- ① 報告対象事故には、入居者に対する虐待、入居者の財産侵害、火災事故、自然災害による施設の滅失・損傷も含まれます。（P 4 参照）
- ② 【正解○】（P 4）
- ③ 第1報として報告した場合は、必ず最終報告まで行ってください。第1報が最終報告となる場合は様式の「最終報告（第1報未送付）」の欄に必ずチェックを入れてください。また、最終報告はできるだけ鹿児島市ホームページからの電子申請にてご提出をお願いします。（P 7 参照）
- ④ 【正解○】（P 7）ただし、検討に1月以上時間を要する場合は、続報を提出してください。



### 3. 感染症集団発生届について

高齢者が集団で生活又は  
利用する施設等においては、  
感染症等の発生時等における

**迅速で適切な対応が  
求められる**ことから、  
主管部局及び保健所への  
連絡が求められています。



感染症集団発生届のポイントについて、  
①届出基準 ②様式 ③報告先  
をそれぞれ確認していきましょう。



## 3. 感染症集団発生届について

### ① 届出基準

- 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上記の該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を認めた場合

# 3. 感染症集団発生届について

## ② 様式

(発生報告様式)

保健所・施設等所管課への報告  
( 行き )

報告者:	鹿児島市感染症対策課 FAX: 803-7026
施設名	電 話: - -
施設住所	FAX: - -

① 発生日時 令和 年 月 日  
( 午前・午後 時頃 )

※集団感染の1例目の発生日時を記入

主な症状	発熱、咳、鼻水、咽頭痛、発しん、その他 ( ) (該当する症状を囲んでください)
推定される感染症名	

② 発生状況

	内訳	全体数	発症者数	入院者数
発生状況	園児(クラス数: 組)			
	通所者(デイサービス等)			
	職員(食品取扱者を除く。)			
	職員(食品取扱者のみ)			

③ 受診状況

受診者数:	人	園医:	
診断(検査)結果:			

その他、特記事項

◇発生時から報告時までには貴施設内で行っている感染予防対策

◇新たな発症者の推移

月 日: 人	月 日: 人	月 日: 人	月 日: 人
月 日: 人	月 日: 人	月 日: 人	月 日: 人

◇特に、多く発生しているクラス

- ① 発生日時  
初発の患者を確認した日時
- ② 発生状況  
利用者・職員の全体数と発症者の内訳
- ③ 新たな発症者の推移  
発生日以降、新たに確認された患者の推移

※患者は医師による確定診断がない者(疑い)含む  
②の発症者数の合計と③は一致します

様式は鹿児島市ホームページ上に掲載しております  
ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 感染症・流行疾患  
> 感染症に関する情報(医療機関・施設向け)  
> 感染症の集団発生における届出(施設向け)



# 3. 感染症集団発生届について

## ② 様式

(別紙2)  
報告日 令和 年 月 日

重症者・死亡者報告書

施設名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 感染症名 \_\_\_\_\_

日付	区分	年齢	性別	住所	症状	現在の対応
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		
	重症・死亡		男・女	市内・市外		

※集団感染発生期間内のすべての対象者について記入

《送付先》  
 鹿児島市感染症対策課  
 電話：099-803-7023  
 FAX：099-803-7026  
 Email:kansen-taisaku@city.kagoshima.lg.jp

(別紙3)  
報告日 令和 年 月 日

集団感染終息報告書

施設名 \_\_\_\_\_  
 担当者名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 感染症名 \_\_\_\_\_  
 終息年月日 令和 年 月 日

◇発生状況

内訳	全体数	発症者数	入院者数	重症者数	死亡者数
利用者、園児					
通所者（デイサービス等）					
職員（食品取扱者を除く。）					
職員（食品取扱者のみ）					
合計					

※集団発生期間内の合計を記入

◇発生時から報告時までには貴施設内で行った感染予防策  
 ・  
 ・  
 ・

《送付先》  
 鹿児島市感染症対策課  
 電話：099-803-7023  
 FAX：099-803-7026  
 Email:kansen-taisaku@city.kagoshima.lg.jp

○重傷者・死亡者報告書  
 入院患者・死亡者が発生した場合にご提出ください

○集団感染終息報告書  
 集団感染が終息した際にご提出ください。  
 なお、終息は、各感染症の潜伏期間を参考に各施設で判断してください。

様式は鹿児島市ホームページ上に掲載しております  
 ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 感染症・流行疾患  
 > 感染症に関する情報（医療機関・施設向け）  
 > 感染症の集団発生における届出（施設向け）



## 3. 感染症集団発生届について

### ③ 報告先

#### 【長寿あんしん課】

- ・ 右上のURLから、ご提出ください。



#### 【感染症対策課】

- ・ 右下のURLから、報告先を確認してください。

FAX : 099-803-7026

※必要に応じて、感染症対策課から詳細をうかがいます





## 4. 重要事項説明書等の報告について

令和5年12月7日の事務連絡「有料老人ホーム情報の報告（重要事項説明書等）について」の通り、

以下の2点については、**毎年の報告が必要**となります。

### ・重要事項説明書

※指定の様式でご提出ください。

※この機会に職員や入所者等の見直しを行ってください。

※介護サービス情報公表システムにて公表します。

### ・財務諸表

※直近のものをご提出ください。

また、非常時に備えるため、**緊急連絡先が未登録、または緊急連絡先が変更となった施設**については、**緊急連絡先の報告**を行ってください。

令和6年3月31日まで、右のURLから一括で報告ができます。

鹿児島県 介護事業所・生活関連情報検索  
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

全国版トップ > 鹿児島県

- 公表情報の読み解き方
- 介護保険について
- このホームページの使い方
- アンケート
- 全国トップへ戻る

介護サービス概算料金の試算

スマートフォンアプリが登場しました!

介護事業所ナビ

URL変更にもないスマートフォンアプリの更新が必要です。

介護事業所を検索する

地域包括支援センターを検索する

住まい(サービス付き高齢者向け住宅)を検索する

生活支援等サービスを検索する

有料老人ホームを検索する

認知症に関する相談窓口を検索する

医療機関を検索する

薬局を検索する

延べ: 302,728 本日: 27 昨日: 42

